

4 番 高 橋

受付番号第2号、質問議員4番、高橋純子。

件名、「暮らしの再建に寄り添う復興支援を」。

これまでの大規模災害では、復旧と復興の違いに対する課題が指摘されている。インフラ整備や公共施設の再建といった復旧は比較的早期に進む一方で、生活基盤の再建、地域経済の再生など災害前の状態に戻すだけではなく、より安全で持続可能な社会を構築する復興は後回しにされがちである。

本町は、森林が多く急傾斜地に集落が点在する地理的特性から、災害時には孤立するリスクが高く、さらに高齢化の進行も加わり、発災後の支援体制には住民一人一人の暮らしに寄り添う支援が必要不可欠であると考える。

そこで、命と暮らしの再建を支え、災害・福祉の連携体制の構築、地域で支え合う仕組みづくりといった復興が重要だと考え、以下の質問をする。

1、住まいやなりわいの再建に関わる復興計画は、どこまで具体化しているのか。

2、心のケアや孤立防止に向けた支援体制は、どのようにになっているのか。

3、住民の不安や要望、困り事を受け止める窓口はどのように設けられるのか。

以上。

議

長

答弁願います。

町長。

町

長

それでは、高橋純子議員から「暮らしの再建に寄り添う復興支援を」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「住まいやなりわいの再建に関わる復興計画は、どこまで具体化しているのか。」についてであります、災害復旧・復興計画は、令和5年6月に改定した山北町地域防災計画の中で定めております。

大規模災害では職員や公共施設も被災している可能性があることから、復興体制の整備として、人的資源の確保、執務体制の整備を図るとしております。

復興対策の実施に当たっては、まず建築物や都市基盤の復興に係る被災状況調査、住宅の復興対策や事業所等の地域経済復興支援に係る被災状況調査、また生活再建支援に係る被災状況調査を行い被害の状況を把握いたします。

大規模災害により地域に甚大な障害が生じた場合、計画的に復興を推進していくため、地域全体の合意形成を図り復興計画を策定いたします。

市街地の復興には、被災者が住んでいた場所にとどまり、自ら立ち上がりしていくことが必要となるため、中長期的な復興方策の検討や住居の再建支援、公共住宅の供給・入居支援などを行うことになります。

また、都市基盤施設の復興は、緊急性の高い施設を優先して応急復旧後、本格復旧・復興に努めるとともに、ライフライン事業者との調整や災害廃棄物の対応など多岐にわたる対応に当たることになります。

住まいやなりわいの再建については、各種支援措置を実施するために必要な住宅等の被害程度の調査や認定、罹災証明書を交付する態勢などを早期に確立する必要があります。そのため、被害認定調査に係る研修を重ねるとともに、県内全市町村に対する被災者生活再建支援システムの整備を町村委会などを通じ県に要望しているところであります。

さらに、被災者の経済的再建支援として、被害者生活再建支援法に基づく支援金の支給申請支援や山北町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく貸付けや弔慰金・見舞金の支給、山北町災害給付金及び災害見舞金の支給に関する条例に基づく給付金・見舞金の支給、あるいは生活福祉資金貸付金制度による資金の貸付けなど、様々な再建支援を実施いたします。

次に、2点目の御質問の「心のケアや孤立防止に向けた支援体制は、どのようにになっているか。」についてであります、町では被災者の心のケアに長期的に対応するため、精神保健活動を行う地域拠点を設置し支援を実施いたします。

また、必要に応じ、被災児童や生徒の心のケア事業として、相談窓口の設置や巡回相談を実施することとしております。

大規模災害時には、国・県が設置する災害福祉支援ネットワーク、災害派遣精神医療チームD P A T、災害派遣福祉チームD W A Tを受け入れるための受援体制を整備するとともに、災害協定締結市区町村など広域的な支援体制も活用することとしております。

また、孤立を防止するため、平時から地域住民同士の関係構築による共助の取組は重要である旨の周知活動にも努めてまいります。

次に、3点目の御質問の「住民の不安や要望、困り事を受け止める窓口はどのように設けられているのか。」についてであります、大規模災害時には、被災町民のための総合相談窓口を設けて相談や要望等を聴取するとともに、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。内容によっては、国、県、関係機関などの専門知識を有する人材の協力を求めることとしております。

態勢としては、窓口や通常通信回線による相談、また状況によっては出張相談窓口など被災者に寄り添った対応をする必要があると考えております。

大規模災害時には、これまでにない未曾有な対応に迫られ、あらゆる場面で混乱が生じることは容易に想像できます。事前に災害を最小限に食い止める施策こそ、何より重要であると考えているため、ふだんから町民の防災意識向上に向けた取組を推進してまいります。

議長 高橋純子議員。

4番 高橋 それでは、再質問をさせていただきます。

今回も災害についてではありますけれども、一連の今までの一般質問の中でも、平常時のときには何をするか、発災したときには何が起こるか、その後復旧が始まればもう復興が始まると。地域防災計画が令和3月のほうに定まり、そして一連の今回の質問が私のある一定の視点でこれを投げかけさせていただいたという経緯がございます。

そして、この再建のための復興支援ということには、災害時に力を発揮するのは人と人とのつながりであると。そして、まず自分の命を守るという、今までの答弁の中にもありました自助を基本といたしました防災の共助の形こそがこの町の形であると認識いたしました。そして、復興計画においては、状況に応じて修正できる生きた計画であると。こうした受援体制とそれを地域に合わせて生かす受容力の整備が欠かせないと、この回答の中でも読み取ることができたというところを踏まえまして、いざというときの現場感覚を備えつつ、住民に寄り添える取組がなされるのかということを、今回一般質問の底辺とさせていただきました。

そして、この1番というところで復興計画なのですけれども、今の御答弁にもありましたように、復興体制の整備として人的資源の確保、執務体制の

整備を図ることとしている。まず、これは計画の中にはあります。具体的に、この人的人材の確保、執務体制の整備とはいかなるものかというところをまずお聞きしたいと存じます。いかがでしょうか。

議長 地域防災課長

答弁書にございます人的資源の確保、執務体制の整備、まず私の方でこれ考えられることといたしましては、やはり職員も被災している可能性が高い大規模災害であるので、そうしますと登庁できない。登庁できないとなると執務に当たれない。そういう場合は臨時職員なり、または県、国から人を呼び寄せるなり、そういう確保をしなければならない、そういう部分がございます。

また、この役場庁舎も免震構造ではございますが、何らかの被害を受ける可能性があります。停電によって電気がストップする、水道がストップする、あらゆる被害を被ることが予想されます。そういう場合の物理的体制、こういういった部分が執務体制を整備というように捉えております。

議長 高橋純子議員。

4 番 高橋 想定外のことが起きるであろうと。いくらこの建物が頑丈にできっていても何が起るか分からぬということの整備を行っているということを踏まえますと、この復興のスピードにもし万が一今現在起こっていないところの想像というところを働かさなければならぬということを踏まえますと、この復興のスピードに差が出るのは非常に考えられるところだと思います。この復興がもし万が一遅れるリスクがあるとするならば、どういうことだというふうに行政の方々は捉えていらっしゃいますでしょうか、お聞きいたします。

議長 地域防災課長。

まず復興と復旧といった言葉のちょっと概念でございますが、この地域防災計画の中では復興を目指してというような言葉を多く使ってございます。何も元にあった形をそのまんま戻すのが復興ということに捉えているわけでもございません。

一般的に言いますと、復旧というのがもともとあった形を元のとおりに戻すというのが大体復旧、復興というのはその後、精神的・経済的にプラスの状態になる、こういったものが復興と復旧の捉え方の概念の違いかというふ

うに思っています。

地域防災計画の中では復興という言葉が多く使われておりまして、この復興には復旧も含んでおります。もしかしたら応急復旧、仮設も含んでおります。

そういった中で、復興が遅れるという想定に関しましては、もう大規模災害しかないなど。大きな災害が発生したら当然的なものもあったり、物理的なものも要因にあって復興が遅れてしまうなということを私どもが想定しているところでございます。

議長　　高橋純子議員。

4 番 高橋　そのためにも復興対策の実施に当たるというところで、この答弁にもございますように、被災状況の調査も必要であり生活再建支援に係る調査も必要であると。それには地域全体の合意形成を図り復興計画を策定していくということでありますけれども、私も何回か防災計画を拝見しますと、この合意形成とか、もちろん計画の中には町民の責務というところも非常に大きく書かれている、とてもこの計画の中ではありきたりではないこの計画が見てとれる山北町の意気込みを感じますが、この地域全体の合意形成を図るというのは、どのようなところで図っていかれるという意味でございますでしょうか。

議長　　地域防災課長。

地域防災課長　この答弁の中に前提にございます、大規模災害により地域に甚大な障害が生じた場合は、ということに限定させていただいております。ちょっとした被害であれば予算を確保して復旧していけばよいのですが、大規模災害により地域に甚大な障害が生じた場合、こういった場合は思い当たるところから、例えば上下水の部分からどんどん取りかかればいいのか、建物が倒壊しているからそれの片づけに取りかかればいいのか、そういうものではございません。

甚大な被害が生じた場合については、今後どうしていくのか。ある一定のエリアの家が全部燃えてしましました。その一定のエリアを今後どうしていくのか。町民の方々が、いや、私たちはもうここには住めないから出ていくよとか、もうそこには家を建てないよ、そういうことを全て伺った上で計

画というものを策定いたします。その計画によって優先順位を、計画で優先順位をつけて、このエリアを先にやろうとか、こういうことをしようとか、ここから手をつけようとか、そういうことを計画を定めなければならないという規定がございまして、こういったうたい文句があるのでございます。

議長　　高橋純子議員。

4番高橋　　それでは町の優先すべきことというところに關しましては、やはりその災害の未曾有な規模に応じて、インフラ整備そして生活再建の支援、コミュニティの維持、誰一人取り残さない復興を考えるという意味ではどれが優先になるか、その場その場で計画を柔軟に考えていくという、そのようなお考えでよろしいでしょうか。

議長　　地域防災課長。

地域防災課長　　そのとおりでございます。小規模の場合はその都度、理事者に御判断をいただきて復旧・復興に取りかかればいいので、大規模な災害の場合はそのとおりでございます。

議長　　高橋純子議員。

4番高橋　　そうなりますと、こちらの答弁にもありますように、人材の育成など、そして体制づくりとなりますと、最初に私がこの質問をさせていただいたときの職員の方々、そしてその対応に追われるスパンや期間、といったものがもう想像を絶するのではないかなと想像いたします。

　　なので、職員の方々がどのように配備されてどのように動くかというのは、そのときの時相応に動くとは思いますけれども、私が最初に申し上げた対口支援とか、それとかリエゾンといいますでしょうか、そういう支援や県からの派遣、防災庁のほうからのといったものの支援などもやはり視野に入れながら復興を、復旧からの復興またぎながらも、そういう方々のお力も添えながら復興に力を入れていかれるという、そういう流れにはあるでしょうか、いかがでしょうか。

議長　　地域防災課長。

地域防災課長　　地域防災計画のどこかにもちょっと書かれていると思うのですが、大規模災害が生じた場合は、といった公共の機関ですね、警察、消防、それから国、県、いろんなところと連携を図って、あるいは自衛隊ですね。そういう

たところと連携を図って対応していかなければならないということが計画されてございます。

議長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 復興に関してはそのように段取りが進んでいくのではないかと予想されます。そして、住まいの再建ということになりますと、こちらの答弁書にもあります罹災証明書、そして災害程度の調査認定となります。そういうところが、計画の中ではもう既に4日以降の復興のところから罹災証明の交付という位置づけがありますが、きっとこの交付はいろんな勉強会やいろんなお話を聞くに当たりましては、非常にこの4日以降としても4日からは難しい状況にある中で、今回この罹災証明に対してまずは調査だと思いますが、具体的にどのような形で進むのか、いかがでしょうか。

議長 地域防災課長。

地域防災課長 被害の状況認定調査、罹災証明書の発行、これらについては正直言ってそんなに進んでいる状況ではございません。今、町のうちでやっていることといたしますと、例えば防災訓練で罹災証明を発行する所管になるべく、所管、今は町民税務課なのですが、防災訓練なんかのときにその部分を訓練していただいたりとかして、昨年、一昨年ぐらいですかね、それぐらいから少しずつ取組をさせていただいております。まさしく能登半島を見てそういうふうに感じ取ったのですが、徐々に徐々にそこら辺を進めております。今システムとかそういうものがございませんので、果たしてこういった何かが起きたときは、まずどこへ行って何をしてどのような作業をして、それを集約して証明書を出さなきゃいけないんだなという、その流れだけでも全て頭に入っていれば、いざシステムが構築されたときにはぱぱっと早く事が済むのではないかということで、まずそういった部分の研修をしていただいております。十分かと申し上げますと、それは十分ではございません。山北町、今その段階でおります。

ただ、今後、お金をかけてそのシステムを構築して、そのシステムによって研修をしたらどうだというお話になるかもしれませんけど、例えば大規模災害が発生した場合に、そのシステムを一つもってでは全然足りるものではございません。今どこの大規模災害、能登半島でもそうですが、県内市町

村がみんながそのシステムを持ち寄って、神奈川県で言えば31のシステムが一つの町に来て、その31のシステムでだあつと調査を開始する。そのような状況が他県でも見られておりましたので、答弁書にもありましたとおり、町村委会などを通じて全市町村に配備してくれよということで、県に今要望を出しているところでございます。そのような状況です。

議長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 日進月歩、常に情報も進んでいき、そしてそういうところのメンテナンスも進んでいくという力強い回答だったのではないかなと思いますが、ここからも全庁を挙げて、そして町を超えて、神奈川県県西地域全体をやはり進めていくには町長のお力も必要になってくるのかなと思っております。

この1次調査という罹災証明なのですけれども、この罹災証明を短期間で進めるに当たりましては、やはり支援が必要な人材もそこに投入する計画もその時々で必要なのかもしれません。

ただ、受援体制が不十分であるがゆえに、応援の要請方法が分からなかつたとか、必要な応援職員の見積りができなかつたとか、受援の担当者が策定していかなかつたために調整を誰がどのようにすればよかつたのかとか、その調整の位置づけに関して非常に課題が残つたという、能登やそういう災害に遭つた市町村の声が上がつてゐるのも事実ではございます。そういうところの整備はいかようにお考えでしょうか、いかがでしょうか。

議長 地域防災課長。

まさしく受援体制を整えたりいろいろな様々な対応をしなきやいけない、そういったところで地域防災計画でも各所管がこのような対応に当たるという基本的なスケジュールというか内容は載つてございます。どこの市町村でも大規模災害、被災された市町村でも、それがなかなか役立たないといったことは往々にして、おそらく職員が被災したり、または庁舎が被災したり、そういったことがあったからなのではないかと。なおかつ、やはり経験不足ですね、そういったことが要因であろうかというふうに思つています。毎年毎年防災訓練等でそういった研修を重ねていくことによって経験不足が解消されるかというふうに考えてちょっとそれは不明ではございますが、しかし何もやらないよりはいいということで、日々研修を重ねていく、または町

民にもそういった機会を提供していくということを重ねていっているところでございます。

議長 高橋純子議員。

4番高橋 まさしく発災して復興となつても、経験しないことには、今経験がないことをいざ未曾有の災害のときにできるかというのはできないというのが、この大きな災害ではございますので、これからも一つずつ積み重ねるような、そして町民の方々のどういうことが求められているのかということを集約しつつ、今後も位置づけて防災訓練などを行っていくテーマが非常に重要になってくるのかなと思っております。

その中で、さらにお金のことにもちょっと触れております。ここの貸付けや見舞金などの支給ももちろん計画の中にもありました御答弁にも、貸付け、生活福祉資金貸付制度など再建支援を行いますということで、情報なのですから、農業機械再取得等支援制度、自己負担が10分の1でできると。やはり調べれば調べるほどいろいろな制度が国で設けられているということは、発災したときの本当にごたごたした、ちゃんとしなければならないときでもこのような助成金を使う町民へのお示しというのは非常に復興に関しては重要なことだと思います。どのような形で町民の方にお示しをするのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長 地域防災課長。

地域防災課長 お示しというのは、すみません。

議長 高橋純子議員。

4番高橋 まずは被災した事務所があつたりとか、建物の解体作業などが発生します。そのときに例で言いますと、半壊以上というものが公費です。公費が出ます。ただ、地震で準半壊、水害で準半壊であればなしというのがこの今の国現状でございます。なので、お示しをするというのは非常にちょっと曖昧な言い方で申し訳ありませんでした。このように具体的な事例があるということを町民の方々にも知っていただき、証明の書き方やそういったものに不便がないように窓口で慌てないように、どのような対応をしていただけるのかなというところをお聞きしたいと存じます。

議長 地域防災課長。

地域防災課長 大規模災害被災時には、答弁書にもありますとおり、総合相談窓口などを設けて御相談に応じようと考えております。計画の中でも、総合相談窓口を設けて町民の要望だとか相談に応じるというような記載もありますが、この総合相談窓口は私どもの地域防災課になります。ただし、各所管のお仕事というかやらなきやいけないこと、これについては精神的なものに関しては保険健康、義援金・見舞金については会計課、税金関係には町民税務といったような、様々なそれぞれの窓口で相談に応じましょうよといったことも記載されております。

ただ、総合的にいろんなことにお困りの方は、総合的に窓口を設けて地域防災課のほうで対応する予定となっておりますが、これも未曽有な災害ではどのようになるか、私どももちょっと想像を絶するところでございます。

議長 高橋純子議員。

4番高橋 まさしく心の痛いところではございます。罹災証明の中でも建物を、いろんな情報があります中で、事業用の建物、要するに、住んでいるところが半壊や全壊になったというところでは非常に進みが早いかもしれません、その後山北町の地形を考えますと、蔵があつたりとか、ちょっと使わない小屋があつたりとか、そういった非住居の罹災証明のほうが後回しになっていたと。これは一緒に行ったほうがよかったですという事例があるようなので、罹災証明一つにしても、やはり全序を挙げていろいろと御対応をさせていただけたらというふうに思います。

そこで、やはり取り残されてしまいがちな孤立、そして、やはり心のケアということにはなるのですけれども、心のケアというところで2番に上げております支援体制ということで、こちらも本当にケアに対する長期的な対応をするというふうに御答弁があります。まさしく長期になるのではないかと予想します。もう少し具体的に、ここでいう地域拠点を設置した支援を行うという、地域拠点を設置、支援というこの地域拠点を設置する支援というのはどのようなものか、お伺いいたします。

議長 地域防災課長。

地域防災課長 これは地域防災計画に書かれている内容をそのままなのですが、精神保健活動を行う地域拠点を設置して、それで支援を行う、支援をしていきますよ、

そういう文面です。

設置支援ではなくて、設置をして支援を行っていきます。

議長 高橋純子議員。

4番高橋 そうなりますと、地域にそういうところを設置し支援というのは、設置場所というのはいかなるところでございますでしょうか。

議長 地域防災課長。

地域防災課長 精神保健活動を行う地域拠点を設置しということは、取りあえず今想定されるのは健康福祉センターとか保健健康課窓口とか、そういうところを拠点にして、そこからどのような支援を行えるかということを対応するというところでございます。

議長 高橋純子議員。

4番高橋 支援を行うというところで力強いそういう場所があるというのは、やはり想像もつくことではありますけれども、本来いろいろとお話を聞きますと、避難所に設営されていたとしてもその避難所に行くのに行けない。そして自宅避難になっている。そしてその方々が孤立して在宅介護が遅れる。そしてその方たちの支援が後回しになってしまい。その情報をどのように集約して、この心に届く心のケアにつなげていかれるのか、その辺の流れをお聞かせいただけたらと存じます。いかがでしょうか。

議長 地域防災課長。

地域防災課長 ここで言う、地域拠点を設置し健康福祉センターか保健健康課か分かりませんけど、初期にそこに拠点を設置し、おそらく今の役職で言いますと社会福祉士だとか保健師がそのメンバーで所属することになります。そこから避難所に行って心のケア、または在宅避難されている高齢者の方のところへ行って在宅でのケア、そういうものが考えられるところでございます。

議長 高橋純子議員。

4番高橋 拠点からそのような人材、専門性のある方が派遣されていくということを前提にしましても、孤立や不安の放置とか災害関連死に直結しないような、そのような体制づくりというのが生きた計画ではないのかなと存じます。そこら辺はいかがでしょうか。

議長 地域防災課長。

- 地域防災課長 全くそのとおりだというふうに考えております。
- ただ、この計画の中では、たとえば、ケース・バイ・ケースのやつを全て記載することができないので、このような記載になつてはいるものでございます。
- 議長 高橋純子議員。
- 4番高橋 よその、特に熊本などでは災害関連死のほうが災害者、災害に遭われた方の人数を大きく上回っているという事例がございます。ですので、事例から読み解きますと、避難所というところ、そして避難場所というところにテンント村などが用意されて、そういうところが地域の人たちが避難所へ行けない方が避難所以外のところでも避難場所として多く点在したということが発生しております。
- そういうところの事例もある中で、心のケア、そういうものをどのように考えているのか、御答弁いただけたらと思います。
- 議長 福祉課長。
- 福祉課長 避難所等の心のケアにつきましては、先ほども地域防災課長からのほうも答弁のほう説明ございましたけども、やはり大規模災害時におきましては福祉職、それから医療職のほうがやはり被災自治体では確保が難しいですので、基本的には国・県で設置しておりますこちらの災害派遣の精神医療チームD P A Tと言われるものや、災害派遣福祉チームD W A Tが多く派遣されるようになります。
- 本町は大規模災害に被災したときには、こちらのチーム、当然、多くの自治体から入ってございます。熊本地震につきましては41の都道府県から延べ1,242のチームが入ってきました。このチームは、専門職としまして精神科の医師、看護師、それから業務の調整員と4名で構成、基本的には4名で構成されております。また、この中には児童精神科医でありますとか薬剤師、保健師、それから精神保健福祉士などが適時構成されてございます。当然これらにつきましては全国から派遣されますが、本町で地理が分からぬでありますとか、そういうふうに困った方がどこにいるか分からぬ、あと避難所の状況が分からぬという形になりますので、こちらをきちんと調整するのが本庁の福祉、ないし医療部局の役目だと存じております。

- 議長 高橋純子議員。
- 4 番 高橋 孤立を防止するための取組が、いざ本当の生きた計画、そして生きた人の流れになることを平時からもビジョンしながら、そして、いつ何どき災害が起きてもいいような体制で少ない人材というところではあり、専門性が問われるところではあります、考えておられるというお考えが分かりました。
- ここで、答弁の中にもあります、共助の取組が重要であるというところの周知活動にも努めていくということですが、心のケアの中でも孤立を防止するためには、やはり民生委員の方々、そして町民の方々の力も、近所の力、そういうものが必要になってくると思います。この周知活動にも努めてまいりますというところの具体的なものは何でしょうか、お伺いいたします。
- 議長 地域防災課長。
- 地域防災課長 ふだん私どもが開催しております防災訓練、それから広報、お知らせ版等での周知・PR、ホームページでのPR、またはハンドブック、まさしく防災ハンドブックですから、こういったところでかなり共助の部分も強めにうたわせていただいております。
- 議長 高橋純子議員。
- 4 番 高橋 防災ハンドブックは力、家庭の中で生かし切ることが一番の前提であり、そしてそれをそこに家族自身がどのように感じて、それをどう受け止めるのかということも非常に大事になってきます。この防災ハンドブックが手渡すだけではなく、柔軟に生きた計画の中に入り込む、町民の責務の中にも含まれているのだよというところを、ぜひ防災訓練などでもお示しいただき、そして自分の命は自分で守るという今までの一連の答弁の中にもあった、そういうところを生かしていっていただきたいというふうに思います。非常に防災訓練という年に1回ではあったとしても、非常に重い、そして訓練が生きた訓練になると思っております。
- 次に、3点目ではございますけれども、住民の不安、やはり要望、困り事、受け止める窓口というところが、先ほどの課長の御答弁にもありましたが、いろんな課に行き渡っていると。町政の中のこの窓口に設けられるところは各それぞれだということは分かりますけれども、職員も災害に遭っている。

そして町民の方々がきっと庁舎に、ここに押し寄せる可能性もあるというところをどのように捉えていられますでしょうか。

議長 地域防災課長

まさしく一番大前段にありました復興体制の整備として人的資源の確保、こういった部分をまず最初にやって、応援職員、人材を確保した上でこういった対応をせざるを得ないのかなと。人がいない中でここまで対応が難しいですので、まずはこの人的確保をしていこうというふうに考えております。

議長 4番 高橋

そのためにも、対口支援や受援体制というのが本当に必要になってくるのかなというふうに思っております。この受援体制や対口支援というところは、町民もこの言葉自体もさらっと流れるほどの言葉ですが重要なところではあります。町民の方々にもお示しいただくいい機会ですので、防災訓練などにも知識を有する人材が協力するのだというところ、期待するというよりは一緒にになって共助の力を備えていくというところをぜひ言っていただきたいというふうに思います。

復興ということになると、復旧・復興の一連の流れ、これはやはりいざ起きてみないと本当に分からないところではありますけれども、先ほども申し上げたとおり、応援支援の派遣や調整がやはりとても大切になってくる中で町長にお聞きしたいと思います。

いろいろとこのような派遣やそういったものがある中で、町長として、復興にスピード感が求められるのではないかと思います。そして、それが住民に取り残されていると感じてしまっては復興そのものが揺るぎかねないという深刻な課題となると思いますので、町長としての手腕が問われるところでございます。復旧・復興にかけるこの防災計画、もしくは6次総合計画などの重点視点からも絡めた中で、首長としての公助というところがどこにあるのかお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 町長。

直近では能登半島の災害がございましたけども、私としてはまず復興等に関するには、やはりまず受援体制、人の問題が一つあるというふうに思っています。

今現在、災害時の応援協定を結んでいるところが八つの自治体がございますし、実際に能登でもどこでもそういったような町村会で、県の町村会で相談があったときに、県にもお願いして出していただくとか行くというようなこともあります。実務的に私なんかが考えているのが、町村ですとせいぜい二人一つの、つまりローテーションで回していきますから、常に二人を1週間ならこうやりますから、ですから私としては八つの自治体で16人ぐらいが実際に万が一のときにはお願いできるのかなと。それ以外については当然ほかの県とかそういったものに、人的にはお願いするより仕方ないのではないかというふうに思っております。

その中でやはり能登のことを見ますと、例えば避難所に行っても一日中避難所にいないわけですね。朝昼晩とか食事のときに来て、それ以外はみんな自分の家が心配で、自宅のほうへ帰ってしまったり見に行ってしまうという現実というのが現実だろうというふうに思っています。そういったような一人一人の、例えば心のケアにしても何にしてもそうですけども、一人一人の被害状況、あるいは被害に遭われた方の家庭状況とか様々なものが変わってきていますので、そういったものを町として把握して、そして一番重要な復旧・復興の手立てを考えていく方法しかないのだろうというふうに思っております。そういった意味ではやはり人的なもの、あるいはまたそういったような実際にどの程度復旧・復興がスムーズにいくか、それによってその地域も復興がどの程度いくかというのが非常に大事なことだろうというふうに思っています。

先ほど地域の皆さんの話を聞くというのは答えにありましたけれども、やはり仮にもう住まないよと、ほか行っちゃうよというような方が例えば2割、3割いた場合には、なかなかそこの中のコミュニティーをもう一度同じように立ち上げるというのは非常に難しいですから、それに合ったようなやり方で復興しないといけないというふうに思っています。

私個人としては、やはり大きな災害があったときには、一次産業、二次産業ぐらいがまず最優先で復興しなければいけないかなと。商店とかそういうのも当然その中に入りますけど、しかし、三次産業、四次産業あたりになってくると、やはり少しお客様がいないとなかなか販売できないと、い

くら物を復興させたところで実際販売できるとかいうようなことになると、なかなか日数がかかるというふうに思いますので、やはり被害に遭った状況、その地域のスケール等によって、やはりいろんな考えをしていかなければいけないというふうに思っていますので、そういったときにはやはり地域の皆さんとの合意形成というのが一番大事になるのではないかというふうに思っております。

議長　　高橋純子議員。

4番高橋　町長は行政マンのお一人でいらっしゃるので行政のことを語られるのかなと思いきや、住民の第一の安全を考えての御回答だったと。そういうところでは少しテーマを、行政のところの手腕というところで被災者の意欲を引き出す復興ということだったと思います。

ですがやはり、職員がこの未曽有の中で、町の宝である職員は財産です。なので、そういうところの平常時からの自治体間でのホットラインの構築とか、そういう災害支援体制づくりを進めていくということの災害への長期戦に当たり、町長のお気持ちをいま一度、復興の、意欲を引き出す復興というところからの視点でお聞かせ願えないでしょうか。いかがでしょうか。

議長　　町長。

町長　　いろんな東日本とか能登半島とか熊本とか、日本全国いろいろな災害がいっぱいあるのですけど、私としては直近の能登が本当にあんなに長くていいのだろうかというふうに思っています。もっと早く復興できなければ本当はいけなかつたのではないかというふうに個人的には思っております。

そういった中で、やはり町としてはそういったスピード感をどうつけるかというようなことが非常に大事だろうというふうに思っています。当然、国や県の、あるいは人的支援も含めて、かなりの財務的な問題がありますけれども、やはりそれは行政だけじゃなくて被災された皆さんについても同じだろうというふうに思っています。やはり早く復興できるためには、何といっても資金というようなものはかなり必要だろうというふうに思っていますので、先ほどのいろんな制度の中で貸付けであるとか、いろんな制度がございますけど、それだけでは私はスピードを上げていくことはできないだろうというふうに思っています。

そういったときには、やはり行政としてスピード感をどういうふうに持てるかということで、資金というものもかなり大事に、それは単にものを直すとか復旧させるということじゃなくて、やはり町民の皆さんに実際に資金をお渡しして、そして早めていただくということは大事だろうというふうに思っていますので、そういった中では今後そういったようなものが法律的にも、あるいはまた実際に、そしてそれほど財源があるわけではございません。そういういたようなものを含めて対応していきたいというふうに思っていますので、実際には基金か何かが積立てができればいいのかなというふうには個人的には思っております。